

特定化学物質の取扱量 集計結果(平成29年度 富士見市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	7	4	206,000	5	0.0	0.0	206,000
1	80	キシレン	9	1	926,600	2	2,900	0.0	923,700
1	208	2,4-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール	1	8	1,800	12	1,800	0.0	0.0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	8	2	593,900	4	0.0	0.0	593,900
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	7	4	36,600	8	0.0	0.0	36,600
1	300	トルエン	8	2	2,060,750	1	750	0.0	2,060,000
1	311	オルト-ニトロアニソール	1	8	3,000	11	3,000	0.0	0.0
1	392	ノルマル-ヘキサン	7	4	619,000	3	0.0	0.0	619,000
1	400	ベンゼン	7	4	118,800	6	0.0	0.0	118,800
1	405	ほう素化合物	1	8	14,000	10	14,000	0.0	0.0
1	410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	1	8	1,700	13	1,700	0.0	0.0
2	72	パラ-ニトロフェノール	1	8	37,000	7	0.0	0.0	37,000
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	8	17,000	9	10,000	0.0	7,000
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	8	560	14	560	0.0	0.0
		合計	—	—	4,636,710	—	34,710	0.0	4,602,000

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。